

東京海洋大学海洋生命科学部における編入学後の履修等に関する取扱要領

平成16年4月1日

海洋大規第141-2号

改正 平成26年7月 3日 海洋大規第 78号

改正 平成28年1月21日 海洋大規第 89号

改正 平成29年2月20日 海洋大規第 67号

- 第1 この要領は、東京海洋大学編入学規則第7条の規定に基づき、海洋生命科学部における編入学者の東京海洋大学（以下「本学」という。）入学以前に修得した単位の取扱い及び本学入学後の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 卒業に必要な単位のうち、総合科目、基礎科目及び他学部・他学科等開講科目については、別表1のとおり修得したものとみなす。
- 第3 専門科目のコア課程科目及びアドバンスト課程科目については、別表2に定める単位数まで卒業に必要な単位として認定できる。
- 第4 学部長は、編入学者が所属する学科の学科主任及び関係教員と協議の上、単位の認定を行うものとする。
- 第5 学生個人に対する認定は、出身高等専門学校及び大学等における授業科目の内容、履修状況及びその成績を考慮して行う。
- 第6 第5の規定にかかわらず、授業科目の内容、履修状況及びその成績により単位認定しがたいときは試験により認定することができる。
- 第7 単位認定の実務は、編入学者が所属する学科が行う。
- 第8 単位認定を行った場合は、認定した単位の代わりに他の授業科目の履修を行わせるなど学習内容の豊富化を図るよう学科において適切な指導を行うものとする。
- 第9 認定した授業科目及び単位については、年度始めに本人に通知し、本学学業成績証明書の評価欄に「認」の表示をするものとする。
- 第10 単位認定結果については、海洋生命科学部教務委員会に報告する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成18年度編入学者から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月3日から施行し、平成28年度編入学者から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第67号）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成31年度編入学者から適用する。
- 2 平成29年度編入学者及び平成30年度編入学者にあつては、なお従前の例による。

別表1 修得したものとみなす単位（第2関係）

授業科目の区分		学 科	食品生産 科学科
総合科目	共通導入科目		8
	文 化 学 系		4
	哲学・科学論系		4
	社会科学系		4
	健康・スポーツ系		2
	外国語系		8
	自由選択		4
基礎科目	必 修		13
	選 択		8
	グローバル・キャリア関連科目	必修	1
他学部・他学科等開講科目			6
備考 グローバル・キャリア関連科目の必修1単位は、「TOEIC入門」の単位を修得したものとみなす。			

別表2 認定できる最大単位数（第3関係）

授業科目の区分		学 科	食品生産 科学科
専門科目	コア課程科目及びアドバンスト課程科目（基礎教育）		18
	アドバンスト課程科目（実践教育）		0